

確認申請・中間検査・完了検査申請手数料

都城市建築対策課

2025/4/1時点

			建築確認・計画変更申請手数料（円）			中間検査申請 手数料（円）	完了検査申請手数料（円）			
建築物	床面積の合計（㎡）		建築確認	計画変更	省エネ加算額 ※			中間検査 無	中間検査 有	省エネ加算額
					戸建住宅	共同住宅				
	30 以下		11,000	計画変更に係る 部分の床面積の 1/2について算定 ※床面積が増加 する場合は、当該 増加する部分の 床面積	12,000	22,000	20,000	24,000	22,000	4,000
	30 超 100 以下	20,000	24,000				27,000	26,000		
	100 超 200 以下	31,000	33,000				37,000	35,000		
	200 超 300 以下	43,000	40,000		50,000		46,000			
	300 超 500 以下	46,000	45,000		52,000		49,000			
	500 超 1,000 以下	48,000	49,000		53,000	52,000	6,000			
	1,000 超 2,000 以下	71,000	66,000		74,000	69,000	8,000			
	2,000 超 5,000 以下	207,000	55,000		147,000	178,000	161,000	17,000		
	5,000 超 10,000 以下		71,000		222,000	260,000	252,000	31,000		
	10,000 超 50,000 以下	407,000			455,000	445,000	49,000			
	50,000 超	531,000								
小荷物専用昇降機以外の昇降機			11,000	7,000	—	—	16,000	16,000	14,000	—
小荷物専用昇降機			6,000	4,000	—	—	12,000	10,000	—	—
工作物			11,000	6,000	—	—	13,000	12,000	—	—

- 【共通事項】
 - ・ 移転、大規模の修繕又は模様替、又は用途変更の場合には、その床面積の1/2を対象として申請手数料を算定する。
 - ・ 申請手数料の減免措置を受けようとする場合には、減免申請書及び該当する旨を証する書類を提出すること。
- 【確認申請】
 - ・ 省エネ基準において仕様基準を用いた計画の場合は、省エネ加算額を加算して算定する。

※確認申請手数料の省エネ加算額については、床面積の区分を「超→以上」「以下→未満」に読み替えて適用すること。
- 【中間検査】
 - ・ 中間検査の対象となる床面積の合計により算定する。
- 【完了検査】
 - ・ 省エネ基準に係る検査が含まれる場合は、省エネ加算額を加算して算定する。